

電気通信事業報告規則の一部改正に関する意見募集の結果

意見募集期間: 令和7年1月23日(木)から同年2月21日(金)まで

提出された御意見の件数: 計5件(法人2件、個人3件)

No.	意見提出者
1	中部電力パワーグリッド株式会社
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3～5	個人(3件)

(意見提出者一覧、50音順)

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」 に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方

意見 No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正 の有無
1	全般	改正案に賛同いたします。 ただし、小規模電気通信事業者の更なる事務負担軽減のため、引き続き検討を要望いたします。 一例として、継続時間が2時間以上であるが、山間地域等で需要が小さく、影響を与えた利用者が法人1社の事故など、影響を与えた利用者数が一定規模以下の事故については、電気通信事業者として事故対策の措置は実施しますが、報告は対象外とすることを要望いたします。 【中部電力パワーグリッド株式会社】	本改正案についての賛同意見として承ります。 なお、更なる事務負担軽減に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
2	全般	・四半期報告の回数を4回から1回に変更する案につきまして、年間報告回数が削減され、電気通信事業者の報告事務だけを考慮しますと負担軽減となりますが、報告に該当する事故を記録・管理などすることは軽減されないとの理解です。 ・電気通信事業者の負担軽減観点から、報告本来の目的である「実態把握やその後の再発防止に向けた施策に活用」に相応しい報告不要な軽微な事故の範囲を広げていただくとともに、今後も適正な報告範囲の検討につきまして適正な間隔で継続的に取り組んでいただきたい。 ・報告不要な軽微な事故の範囲を広げる一例 ＜現行の規則＞ 端末系伝送路設備（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成されるものを除く。）の故障により発生した事故であって、当該故障の箇所が架空線路の区間であるもの。	電気通信事業者は、電気通信事故が発生した際には総務省への報告期限に関わらず、適時に記録等を行うことが重要であると考えます。 報告不要な軽微な事故の範囲の変更に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

		＜変更案＞ 端末系伝送路設備（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成されるものを除く。）の故障により発生した事故。 ・「報告不要な軽微な事故」の追加 ＜例示の追加＞ 事業用電気通信設備の故障により発生した事故であって、その影響範囲が単独の利用者に限られるもの。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
3	全般	インターネット上の違法・有害情報への対策を放置することは、その被害者、もしくは傍観者に対して、多大な不信や心配をかける恐れがあることから、直ちに健全な状態に保つ必要があります。また、有害情報や違法情報が個人の信条や価値観を形成することも考えられることから、他の人の人権、住環境を大きく毀損することもあります。昨今の選挙に伴う情報についても真偽不明の流言が飛び交い、それをもとに投票行動をとる人々もいるのではないかと推定されています。純粋な判断ではなく流言飛語による投票行動からなる選挙や意思決定は多くの弊害をもたらす恐れがあります。健全で責任あるネット空間を保つためにも、誹謗や中傷は投稿できない仕組みが必要です。意見を述べることに規制を張るわけではないので、是非推進していただきたい。 【個人①】	本件は、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。	無
4	全般	私たちは「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案に基本的に賛同します。大規模プラットフォーム事業者には、ガイドライン案をふまえた自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待します。 ガイドライン案の「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」という部分について、例えば「南河内の一部に部落（同和地区）がある。ガラ（治安）の悪いところだからすぐわかる」等といった投稿があった場合、投稿された対象地域	本件は、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。	無

		が広域と判断され、削除されないというケースがあります。しかし、投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上から当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせる恐れがあることから、こういった投稿も「被差別部落出身とみなされる差別」にあたると思います。以上のことからこのようなケースについても削除対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけてください。 【個人②】		
5	全般	私は●にて、障害発生後に法人顧客に向けた障害報告書を作成する業務に就いていました。今は異動済みで、個人の見解として述べます。 四半期単位を年単位にする事に対しては反対です。障害発生から3ヶ月？最大6ヶ月を期限とし、四半期ごとの締切、位が適切かと思います。以下根拠です。 障害報告書の作成はスピードが命です。障害対応システムにリアルタイムに経過は記録されますが、対応した本人に直に話を伺う事も多く、2交替365日勤務のオペレーターは1週間も経つと経過の記憶は薄れてしまいます。 作成する側としても、法人向け報告書提出は24時間？72時間(翌営業日、翌々営業日)の×切を切られ、総務省報告にならない範囲の障害はほぼ翌営業日(夜に発生したら翌日)に提出しています。 障害原因となった機器のベンダ調査が1~2ヶ月程掛かるのでそれを待つ必要がありますが、対策案を盛らない報告書でしたら3ヶ月、対策案込みでも半年でまとめられると見込んでいます。 逆に年単位での×切とした場合、普段の業務優先で作成がどうしても後回しになる為、情報が散逸して質が落ちる	電気通信事業者は、電気通信事故が発生した際には総務省への報告期限に関わらず、適時に記録等を行うことが重要であると考えます。 今般の報告頻度の緩和は、参入から間もない者を含む電気通信事業者にとって事務手続きにおける過度な負担を避けるためのものであり、電気通信事故に係る適切な情報管理は引き続き重要であると考えます。	無

		のではと危惧しています。(1年の×切の前に、四半期時の4倍の量に対応する為) 対策案を練り、それを実行していくには数年単位で掛かりますが(現職ではそちら側を担当してます)、障害対応現場のリアルタイム感はこのようになっています。 【個人③】	
--	--	--	--

※第三者の利益を害するおそれがあるため、●は、当該提出意見の一部を除いています。